

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第39回）

議事録

日 時 令和3年5月7日（金）14:00～16:00

場 所 名古屋市公館 レセプションホール

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	元名古屋工業大学大学院教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

オブザーバー

洲崎 和宏 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護室

報 告 (1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策について
(2) 西之丸展示収蔵施設の外構整備について
(3) 令和2年度 全体会議及び部会での検討内容について

議 題 (1) 令和3年度 事業予定について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第39回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日はご多用の中、第 39 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議に出席していただき、誠にありがとうございます。全国的にコロナ感染の拡大が懸念されている中、愛知県にも緊急事態宣言が発令される見通しとなりましたが、オンラインではない開催となりまして、重ねて御礼を申し上げます。昨年度は延べ 8 回の会議を開催し、多くの有意義なご助言をいただきました。今年度も引き続き、名古屋城の保存と活用、調査、研究を進めていきますので、先生方におかれましても、益々のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。本日、議事といたしますのは、令和 3 年度の事業予定についてです。今後、全体整備検討会議で議論をお願いしたい事項の概要について、ご説明いたします。また、報告として、特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策についてをはじめ、3 点についてご説明いたします。そのほか、3 月 30 日の全体整備検討会議にお示し、ご了承いただいた現天守解体申請に係る文化庁からの指摘事項への回答についてですが、その後、文化庁等との調整を経て、昨日郵送で発送いたしましたので、5 番のその他でご報告させていただきます。それでは、限られた時間ではありますが、よろしく願いいたします。</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議内容</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第、出席者名簿、座席表、A4 で各 1 部ずつです。会議資料として、右肩に資料番号を表示していますが、1 から 4 まで各 1 部ずつになります。資料 1 が、A4 で 28 ページまでのあとに、別紙で 1 から 4 まであります。資料 2 は、A3 が 3 枚のあとに A4 が 1 枚です。資料 3 は、A3 が 2 枚です。資料 4 は、A4 が 2 枚で、裏表 8 ページです。その他でご説明する資料として、A3 で最初に 1/2 と 2/2 のあとに、1 から 39 ページまでの A3 の冊子が 1 冊です。</p> <p>それでは、報告に移らせていただきます。報告 (1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策について、事務局よりご報告いたします。</p>
	<p>5 報告</p> <p>(1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策について</p>
事務局	<p>資料は、右肩に資料 1 と書いた冊子です。先ほどご説明したとおり、28 ページのあとに別紙が 1 から 4 までです。</p>

本日はご報告いたしますのは、昨年6月に開催された第31回全体整備検討会議にお諮りし、そのうえで策定した特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策の改定についてです。再発防止対策の策定ですが、昨年12月の全体整備検討会議でご報告いたしましたが、再発防止対策策定後に、例えばき損届の提出が期日に遅れたことがありました。あるいは、1月から2月にはマスコミ等でも報道されましたが、現状変更の届出に関して、私どもの理解が不十分な点があり、ご迷惑をおかけしました。そういった不備、あるいは私どもの理解が不十分なところを補う意味で、今回、再発防止対策に必要なものを、その時点でもれていたもの、欠けていたものを加える方針で改定を行いました。特にき損届に関しては、昨年12月の全体整備検討会議の際に、その旨をご報告いたしましたが、そのときご出席されていた文化庁の調査官からも、名古屋市のほうで何をき損届の対象とするか整理するとよい、という旨のご助言をいただきました。また、現状変更の申請に際しても、再発防止対策に関連する記述がありましたが、そこをもう一度整理し直すことで、より徹底していきたいという趣旨で改定を行いました。改定を行うにあたり、再発防止対策の中身そのものを、再発防止対策自体はき損届、西之丸のき損地点の調査、修復のことを書いてありましたが、一定の仕切り直しをしていますから、そういったものも含めて全面的に書き換えるという考えもありましたが、き損地点の修復および調査、修復に関しては、報告等もできていません。それがすべて終わったのちに、本格的な整理をすることとし、今回の改定は必要な部分を加筆するという方向で、そのところに限って改定するというので検討しました。以下、変更を加えた部分のみご説明いたします。

資料1の18ページをご覧ください。この中に、現状変更手続きの理解に不十分なところがあると、先ほどご説明しましたが、元々史跡の保存の基本的な考え方の徹底と共有という項目の中に、現状変更の手続きについて説明した箇所がありました。私どもが、そういったところをもう一度理解をしっかりとするために、留意事項の2つ目のポツに、元々、現状変更の手続きが必要となる場合には、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に定める現状変更の取扱いに従う、という趣旨の文章がありました。具体的にどういった手続きが必要なのか、どういったときに手続きが必要なのかをまとめたものが、保存活用計画の中にすでに整理していました。別紙1として、その保存活用計画そのものを添付することにしました。28ページのあとの別紙1をご覧くださいと、現状変更の取扱いとして、保存活用計画にお示ししている取扱方針や取扱基準というものがありましたので、そのまま添付することで改訂しました。

続いて2つ目の修正点です。19ページのまん中の、史跡整備事業の進め方の共有をご覧ください。2つ目のポツが、これまでなかった文章を付加したものです。付加した文章は、本再発防止対策を整理したフローチャートも参照し、適切に事業を進めるという記述です。こちらについては、以前に再発防止対策を策定した時点で、フローチャート自体は作成していました。そのフローチャートの目的は、本文をよりわかりやすく簡潔に表現するという趣旨で作っていました。簡潔に表現して、本文を通読しなくてもフローチャートに従えば、適切に工事を進行できるというように、という趣旨で作成したのですが、本

文と少し連動していなかったといえますか。本文の中に位置づけていませんでした。今回、改定するにあたり、先ほどご説明した文章を一文付け加え、フローチャート自体を別紙2に付けさせていただきます。フローチャート自体は、前回の全体整備検討会議でもご報告いたしました。中身について変更はありません。これまで位置づけがあいまいであったものを、再発防止対策の中に記述するとともに、位置づけるというところです。

3つ目の修正点は、先ほどご説明したき損届の取扱いについて整理しました。資料の23ページをご覧ください。元々、ここの記述の中に、学芸員による立会の実施という項目がありました。(4) 工事現場で工事監督・立会いを適切に行うための統一的な手順の中の一つとして、学芸員による確実な立会の実施という項目があります。その留意事項の中に、23ページの2つ目のポツですが、不測の事態が生じたときには、調査研究センター学芸員と文化財保護室学芸員が協議し、必要に応じて文化庁の判断を仰いだうえで対応方針を決める、という記述が元々ありました。不測の事態が生じた場合というのが、多くの場合、文化財に何らかの破損等が生じた、というところが該当するだろうと考えました。ここを補うかたちで、不測自体の一つとして破損等が生じた場合の取扱いという意味で、その下の丸印、き損届提出の判断基準の明確化、この項目については、新たに今回書き加えたものです。

どのような場合にき損届を提出するかという考え方、文化庁の調査官から整理したほうが良いと、ご助言いただいたものについて、基本的な方針を整理しました。文化庁の調査官のご助言としては、どういったときにき損届を提出するかというと、文化財に破損等が生じた場合にき損届が必要であるという基本的な考えをご助言いただきました。それに従い、記述の中をご覧くださいと、届出提出の判断に係る基本的な方針のところの、2つポツがあり、その下にアとイに整理しています。1つ目のアは、昭和27年の特別史跡指定時に、その要件であった遺構等が破損したとき。こちらについては、特別史跡の指定要件が破損したときなので、文化財の破損ということでき損届の対象とする。もう1つ、イとして、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に定める、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する要素またはその一部が破損したとき。こちらについても、保存活用計画において本質的価値を構成するものと、私どもが考えているものについては、当然文化財に該当すると考えているので、こちらについて破損した場合についてもき損届を提出する、という考え方にさせていただきました。

保存活用計画においては、本質的価値を構成するもの以外に、様々な要素が分類しています。例えば、本質的価値を促進させる要素や、歴史的経緯を示す要素に分類しています。それらについては、破損してもき損届を提出しないという方針にしたわけではなく、ここに判断する必要があると考えています。その概ねの考え方として、別紙3に届出提出の判断基準の適用例というかたちで整理いたしました。別紙3を1枚めくると、保存活用計画における諸要素の分類をお示しています。諸要素の要素ごとに、き損した場合にき損届を提出するかどうかの、概ねの考え方を整理しました。現実的などころで、判断に迷うところも多く、また事情によって、これは適用例というかたちで整理したのですが、この適用例から判断することもあり得ると考えています。

	<p>24 ページをご覧ください。ウとして、アとイのいずれにも該当しないが、文化財保護室との協議によって提出が必要と判断したとき、という項目を設けています。こちらによって、先ほどご説明したような判断に迷うような事例や、範囲に該当しないが提出をしたほうが良いと考えられるものについて、文化財保護室と協議のうえ、あるいは文化庁へお尋ねをしたうえでき損届を提出していく、という考えにしています。こういった基準を設けて、き損届を提出する場合、そうではない場合の判断の基準にしたいと考えています。</p> <p>最後ですが、破損等発生時の手続きで、今回、問題として生じたのが、き損届を発見から 10 日以内に文化庁へ届けでるという決まりですが、私ども調査研究センターのほうで、かなりそこからかなり遅れてしまったということがありました。その手続きを徹底する意味もあり、別紙 4 で破損等発生時の手続きを明確化し、フローチャートに整理しました。フローチャートに従って、適切に整備を進めていくということで、10 日以内に文化庁へ提出すること、ということを守っていけるようにしたいと考えています。</p> <p>このような改定の方針ということで整理をし、文化庁さんへも事前にご相談しました。ご助言としては、こういったものをすべて暗記して、みんなが完璧に理解してできるようにする、というところを目指すのではなくて、この中に何が書いてあるかを理解するように、共通の理解をするようにして、必要に応じて参照するようにしたほうが良い。そのほうが現実的だし、それによってみんなが守っていけるようになる、というご助言をいただきました。普段は、今回整理したフローチャートのようなものによって進めながら、必要に応じて本文を参照していく、というかたちで使っていきたいと考えています。</p> <p>再発防止対策にも書いてありますが、年度の当初に名古屋城の職員全員に、こういったもので理解を図っていくことが重要だと思います。新規の名古屋市職員については、研修を終えています。前年度からの職員については順次、新しく策定した、改定した再発防止対策に基づいて研修といいますか、確認を行っていきたいと考えています。</p> <p>今回の改定については、基本となる部分に新しい考え方を付け加えたり、考え方を変えるということではありません。どちらかというと、事務的な部分で必要などところを加えたということなので、私どものほうで改定し、本日ご報告させていただくという手続きとしたことを、最後にご報告させていただきます。</p>
事務局	ご意見などがありましたら、お願いいたします。
瀬口座長	質問ですけど、西之丸の蔵跡の表示の場所ですね。これは、どうやって決めたのですか。確認ですけども。
事務局	<p>西之丸の蔵跡の表示については、一番御蔵から五番御蔵まで共通で、絵図の御深井丸図に基づいて、まずは仮で設定しました。その後、発掘調査を実施し、発掘調査で絵図を裏付けるなり、逆に絵図と違う情報が得られれば補正をするという方針で進めてきましたが、絵図と違う情報が得られなかったことから、最終的には御深井丸図の情報に基づいて設定しています。</p> <p>六番御蔵については、御深井丸図に記載がないため、金城温古録に</p>

	ある情報を基に場所を設定しました。
瀬口座長	ありがとうございます。3ページの外構工事の修正設計のところに、蔵跡表示位置の設定を試掘調査の結果から、と書いてありますよね。今の説明とは、違うんですか、同じですか。
事務局	試掘調査の結果に基づき、修正設計ではありますが、蔵跡の情報はなかったの、そのままの位置で設計をしたということです。
瀬口座長	それだと誤解しますよね。基本的には絵図が基でしょ。だから、試掘調査の結果を使っていないわけじゃないですか。あたかも使ったかのごとく書いてあるのは、違うと思いますけどね。
事務局	設計よりももっと前の段階ですが、一つだけ使ったものがあります。御深井丸図自体の、全体の、現状の御深井丸図と重なったところがありました。今の三番御蔵と四番御蔵の西側にあった水路の位置を試掘しました。水路位置が、想定よりも東側に想定されたものですから、絵図全体の蔵跡の位置を少しずらしました。その作業だけは、試掘調査の結果に基づいて行っています。
瀬口座長	一番肝心なことが書いていなくて、そのことが西之丸のき損の元だと思えます。そこを記載していなかったら、いくら途中でチェックしても、わかっていない人がいると思う。情報に基づいてチェックしても、間違えるのではないかと思うのね。ここは正確に書いていただいたほうが、いいのではないかと思いますけども、どうですか。
事務局	先ほど副所長がお話したように、最終的に全面的に改定していこうと考えています。その時に、しっかりと記述したいと考えています。
瀬口座長	その時では遅くて。これを研修に使うわけでしょう。明日から。そこは、間違った情報をインプットしてはいけないと思うんだけど。あなたは担当していないから、事情を知らないわけでしょう。その経緯を。
事務局	はい。
瀬口座長	間違った情報が伝わるので、基本的には情報は、きちんと。最初が間違っていたと思うので。という認識もあったと思います。ここは書き直してください。
事務局	わかりました。
瀬口座長	お願いします。
高瀬構成員	私も同じ意見です。絵図を信用して位置を決めたというところが、誤りの出発点だったので。そのことをきちんと書いておかないと、同じ過ちを繰り返すような気がしますけども。

事務局	<p>反省は私どももあります。今後、西之丸の外構を再度整備するにあたっては、新しい発掘調査を計画しています。そういったところもふまえて、整備について検討をしていきたいと考えています。調査については、一度全体整備検討会議にお諮りしていると思いますけど、そういったところも反映できるように検討していきたいと考えています。</p> <p>この文章のほうですが、記述が正確になるような見直しを進めていきたいと考えています。</p>
瀬口座長	<p>正確というよりも、間違いを犯さないように正確に書く。正確に書いたためにわからなくなるようではいけないので、間違いを犯さないように正確に書く、というふうにお願いしたいと思いますが、いいですか。</p>
事務局	<p>その方向で検討させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは報告の2つ目に移らせていただきます。報告2については、西之丸展示収蔵施設の外構整備についてです。ご説明いたします。</p>
	<p>(2) 西之丸展示収蔵施設の外構整備について</p>
事務局	<p>資料2-1をご覧ください。令和2年12月3日の全体整備検討会議にて議題とした、西之丸展示収蔵施設のプレオープンのために先行整備した範囲の外構工事について、令和3年1月より整備工事を開始し、3月末までに完了しました。資料2-1の橙色で塗りつぶした範囲が整備範囲です。写真①から④が整備完了後の状況です。ご覧ください。工事施工中に、平面図に赤色で示した箇所より方形の花崗岩が確認されました。この石についての考察を担当者より、ご説明いたします。</p> <p>赤色で示した箇所で見つかった石材について、ご報告いたします。資料2-2をご確認ください。まず、左下の図1と書いてある写真に、石材の出土状況をお示ししています。右上の図2に、現在発見された石材位置をお示ししています。</p> <p>発見経緯としては、外構工事の中で舗装と外苑の境の街渠を撤去していたところ、街渠を外すときに花崗岩材の石材が存在することを確認しました。そこで立ち会いを行っていた調査研究センターと文化財保護室で協議をし、いったん当該部分の施工を中止したうえで、測量し、記録しました。石材の時期や性格について不明点が多く、遺構の可能性があったため、石材が見つかった箇所の施工を取りやめ、現在は土のうとシートによる養生を行っています。</p> <p>続いて石材について、ご説明いたします。まず、出土状況についてです。図3として、測量平面図、石材出土状況の平面図に描かれた図面および、図1として数量を記載しているので、ご確認ください。まず図3の平面図上で、①層と記載してある層が、碎石を含んだ街渠の層です。次に②で示したのが、方形花崗岩を埋めている層です。現地で精査したところ、平面上の③に記載している近世層と思われる層の上に、この②の層が上に堆積している状態が確認されました。②の層</p>

	<p>から遺物等は出土していませんが、③の時期の層の上下関係から、石材は③より、新しい時期に据えられたものと考えられます。</p> <p>資料2-3をご覧ください。図4に、今回発見された石材の情報について記載してあります。また、参考の情報として六番御蔵の礎石を一部載せてあります。出土した花崗岩の情報ですが、花崗岩の規模は長軸方向が約62cm、短軸方向は約33cmです。長軸方向を南北方向に据えるかたちで配置されていました。六番御蔵の礎石と形状を比較すると、柱等を受けるための礎石としては、規模は適当と考えられますが、上面部分、今地面の上を向いている部分が、加工面がやや粗く、中心部がやや盛り上がるような形状をしていました。近世期の礎石としては、やや不向きな形状をしているのではないかと考えられます。</p> <p>次に場所の検討を、絵図を用いて考察いたしました。資料2-3の図5をご覧ください。文政年間を描いた御本丸御深井丸図、六番御蔵の整備時期から幕末頃までにかけて整備した金城温古録から西之丸大体、陸軍期の様相を示した名古屋城榎多聞内配置図、離宮期に描かれた名古屋離宮巡行線路図を用いて出土位置の推定を行いました。石材が出土した位置は、西之丸から御深井丸に位置する鶉の首の南北方向の延長および、西南隅櫓の南端、東西方向の延長というか、交わる部分であったことから、それぞれの絵図に該当すると思われる推定位置をお示ししています。ちょうど先ほどの説明ですと、鶉の首の南北軸の方向と東南隅櫓の、だいたい交わるころあたりが範囲になります。それぞれの絵図において、赤枠で推定位置をお示ししています。これらことから、いずれの絵図上においても、構造物等は認められていませんが、可能性として御深井丸絵図や名古屋城榎多聞内配置図近隣に、塀らしき構造物が、黒い点線で描かれています。今回発見された石材に関しても、それらの一部である可能性があると思われます。</p> <p>以上の結果をまとめると、石材を含む層が近世層より後に堆積していること、形状は六番御蔵の礎石と異なっていることが確認できます。また絵図のほうでは、絵図で想定される位置に、構造物等が認められていませんので、出土した石材がどのようなものであるのか、どの時代のものであるのかについて確実な情報が残っていないのが現状です。そのため、現在仮養生を行っている石材に対して、保存することを念頭に整備計画を検討していきたいと考えています。</p> <p>最後に資料2-4をご覧ください。現在の状況、仮養生の写真を載せています。</p>
事務局	2つ目の報告は以上です。ご意見がありましたら、お願いいたします。
高瀬構成員	検出した六番御蔵のところの、南北に並んでいた礎石の位置とは、どういう関係になるのですか。もっと東になるのですか。
事務局	そうです。金城温古録の、資料2-3を見ていただくと、今六番御蔵と書かれている絵図が、このあたりの位置になっています。この六番御蔵の位置から、現在の芝と書かれていますけど、芝のほうは3間ほど離れた位置まで広がっています。ここの道幅は約5間と記載されています。現在の鶉の首側の石垣のほうは、この軸に通っていることが御深井丸絵図に記載されているので、六番御蔵の礎石とはやや異なっ

	た軸にあたる石材であることが判明しています。
高瀬構成員	わかりました。
事務局	ほかにありますでしょうか。
丸山副座長	よくわからないですけど、結果的には。ちょっと見たら、矢跡みたいなのが見えているけど、現物を見ないとわからないですけど。仮にここに、どういうふうにするかわかりませんが。埋め戻して、そのままするということがいいですかね。このエリアは整備される予定だと思いますが。覆土なり、そういうことですね。そう理解させてもらっていいですか。
事務局	これから、この部分の整備については、また修正設計をしたときにご説明しますが、修正設計の中で、覆土をして上をどうするのか。方向性としては、そういったかたちで考えていますが、まだそこまで決定したわけではなく、露出することも否定せず、考えていきます。
丸山副座長	もう一つ。前にも言ったんですが、資料2-1の図面ですが、①の写真がでてます。ここで言ったらいいかどうかかわからないですが、鋭角になっていますよね。動線からいうと、入口に人が向かう時に、鋭角には行かないと思います。必ず芝生の中を歩いていくと思うんですね。そういうところも外構整備で考えていただきたい、と前にも言ったんですけども。人の流れ、特に鋭角の所では人の流れはどうにもできないこともあると思うので。ここを芝生にするのがいいのか。地割は非常に重要ですから、地割としては表面上、平面にしないといけないと思いますが。実際にはちょっとこれが無理かなど。前にも言ったんですが。たまたまできているので。そのへんも検討していただきたいと思います。ちょっと関係のないことですが、以上です。
事務局	ありがとうございました。今後、検討していきたいと思います。
三浦構成員	礎石みたいなもので、ちょっと教えていただきたいのですが。長方形の細長いですね。この長手方向は、南北ですか、東西ですか。
事務局	南北方向になっています。
三浦構成員	南北に長いんですね。
事務局	南北に長い状態です。
三浦構成員	まん中のあたりが少し盛り上がっていると言っていたんですが、どれくらい盛り上がっているのですか。平らではなくて、中央が少し盛り上がっていると。
事務局	中央が、ややとんがっている形状をしています。

三浦構成員	とんがっている。平らではなくて、とんがっている。山形になっているとか、そういうことですか。そうすると、だいぶ話は違ってきます。
事務局	ちょっと山形にちかいような形状ですね。
三浦構成員	山形に近いんですか。
事務局	はい。
三浦構成員	ということは、まわりよりもだいぶ高かったんですね。通常礎石ですと、上部礎石ですとまん中に少し、周囲から5mmから1cmくらいわずかに高くするんです。ただ山形には絶対しないので、山形にとがっているんですね。
事務局	5cmくらい寄せあわせているような形状をしています。盛り上がりとしては、やや急です。
三浦構成員	5cmもとがっていたら、礎石ではないです。ということは、この石は、なんだかさっぱりわからない石です。
丸山副座長	矢穴ですか。
三浦構成員	矢穴みたいですね。写真を見る限り。
丸山副座長	現物を見ていないから。
事務局	矢穴状に見えるんですけど、矢穴ではないことを確認しています。
三浦構成員	ありがとうございます。
事務局	ほかにありますかでしょうか。ありがとうございました。 それでは、報告の3つ目に移らせていただきます。3つ目の報告は、令和2年度の全体会議および各部会での検討内容についてです。
	(3) 令和2年度 全体会議及び部会での検討内容について
事務局	令和2年度の全体整備検討会議および各部会の開催結果、概要についてご報告いたします。資料3-1をご覧ください。令和2年度における全体整備検討会議の開催結果をお示ししています。6月以降、延べ8回の会議を開催いたしました。左から順に開催日、議事、主な内容を記載しています。その会議で検討が終了した議題については、主な検討内容の中で済と記載しています。一番右側ですが、各議題について関係する部会で検討した日程を表形式でお示ししました。見方としては、6月22日の④大天守台北面石垣レーダー探査を例に挙げると、6月22日の全体整備検討会議で議論したのち、そのまま右側にいって石垣埋蔵文化財部会、④と書いてある7月2日に付議をしました。その

	<p>結果を8月3日の④のところでは、全体整備検討会議で付議し、ご了承されたのちに調査を実施しています。その調査結果を2月12日の石垣埋蔵文化財部会でご報告しましたので、先ほどの6月22日の石垣埋蔵文化財部会の④に2月12日と、ご報告した日にちもあわせて記載している、というそのような見方です。その他の、一番下の3月30日のところにもありますが、その議事にあるように令和2年度に引き続いて今年度も検討を進める事項については、議事のところの下線を引いてお示ししています。</p> <p>続いて資料3-2をご覧ください。各部会の開催結果をお示ししています。令和2年度については、建造物部会を2回、庭園部会を3回、石垣埋蔵文化財部会を7回、天守閣部会を2回開催しました。こちらについても、昨年度に引き続き今年度も部会で検討を進める事項については、議事の下線を引いていますので、ご覧ください。説明は以上です。</p>
事務局	<p>3つ目のご報告をいたしました。ご意見などがありましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。それではこれでご報告は終わらせていただきます。たくさんご意見をいただき、ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>ここから先は、議事に入らせていただきます。ここからの進行は瀬口座長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>6 議事</p> <p>・令和3年度 事業予定について</p>
瀬口座長	<p>議事が一つあります。よろしくお願ひいたします。令和3年度の地業予定について、報告をお願ひしたいと思ひます。</p>
事務局	<p>令和3年度事業予定について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。</p> <p>一つ目、表二の門等の保存修理についてです。表二の門および付属土塀の保存修理に係る調査検討等として、昨年度末、3月の全体整備検討会議にお諮りした、表二の門等の保存修理についてです。ご助言された箇所について修正したのち、引き続き付属土塀等の調査を進めていきたいと考えています。</p> <p>続いて二之丸庭園の保存整備についてです。1点目、修復工事です。昨年度、石組の崩壊の恐れがある箇所を、取り急ぎ修復するための内容をお諮りしたところで、継続して今年度お諮りしたいと考えています。躯体については、前方の画面をご覧ください。当会議で、令和3年2月9日にお示した第37回の資料のとおり、前方の画面でいくと左上です。権現山南側の場所です。前方画面でA、Bと書かれています。今年度はまずAの石橋を支持する石の亀裂の接着を行うこと。石橋のふもとにある、樹木の入り込みに起因した、空隙による不安定な状態を解消する方針について、さらに具体的な工事内容をお諮りして実施したいと考えています。続いて発掘調査です。御茶屋余芳の移築再建にあたっての周辺整備を検討するためのものであり、東庭園での実施を予定しています。3点目、整備計画の策定です。昨年度からの引き続</p>

	<p>きの内容であり、先生方からいただいたご意見について、再度検討し、お諮りしたいと考えています。4点目、余芳の移築再建の関係です。現在作業小屋で部材調査を行っています。仮組や部材調査の結果をふまえ、当初構造を検討し、復元および修復方針の内容について、庭園部会および建造物部会にお諮りしながら取り組みたいと考えています。</p> <p>続いて二之丸地区の発掘調査についてです。名古屋城二之丸南部の保存活用を目的とした調査に向けて、基礎的な資料を得るため、平成30年度から3か年かけて15か所の試掘に取り組んできました。しかしながら、コロナ禍等による影響で15か所中3か所が未実施です。そのため、今年度残る3か所について実施します。</p> <p>本丸搦手馬出の修復については、石垣の積み直しに向けた調査、詳細設計および年度末には準備工事を行っていきます。</p> <p>石垣カルテの作成については、引き続き名古屋城内の石垣カルテの作成を行っていきます。</p> <p>続いて、天守閣整備事業についてです。天守閣整備にあたっては、まず資料1つ目の整備に係る石垣等遺構保存のための調査として、具体的には内堀御深井丸側石垣や鶴の首、不明門周辺の石垣および地盤面などのレーダー調査を行う予定です。2番目の天守台石垣保存方針の策定については、今まで行ってきた石垣調査などをふまえ、天守台および周辺石垣に係る石垣の保存、修復などの基本的な考え方を、夏をめどに取りまとめ、その方針に従い、天守閣整備に必要な対策については工事開始前に行っていく予定です。3番目の新たな工程については、昨年度末に新たな工程の素案を全体整備検討会議にお諮りし、関連部会からもご意見をいただいているところです。目標とする竣工時期を掲げていきたいと考えています。4番目の木造天守復元計画は、基礎構造の検討や穴蔵石垣の修復整備の考え方など、木造復元の具体的な計画をまとめていきたいと考えています。最後に、昇降技術の公募については、公募の実施に向けて、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立の考え方について検討していく予定です。</p> <p>続いて、西之丸展示収蔵施設の整備についてです。昨年度末に、整備の考え方を再確認していただき、それを前提にした発掘調査を実施することをお話していました。今年度発掘調査を実施し、その結果をふまえた外構の整備計画を再検討してお諮りし、工事を行いたいと考えています。</p> <p>続いて裏面の、正門トイレの改修等についてです。昨年度は東門のトイレの改修を行いました。引き続きトイレの改修として、今年度は正門トイレの改修を行いたいと考えています。</p> <p>植栽管理計画の策定についてです。新たな事項となります。植栽管理計画の必要性については、先生方からご意見をいただいたり、保存活用計画でも記載しています。そのため、今年度よりこれまでの調査内容を整理し、今後必要な調査を検討していきたいと考えています。</p> <p>最後に、本丸御殿の防火対策についてです。一昨年度、2月の全体整備検討会議の中で、名古屋城本丸御殿等の防火対策についてご報告しましたが、今年度も引き続き建造物部会にお諮りしながら進めていきたいと考えています。</p> <p>現在予定している今年度の事業は、以上となります。</p>
瀬口座長	今、ご報告いただいた今年度の事業予定についてですが、ご意見、

	ご質問をお願いしたいと思います。
麓構成員	今年度これだけの事業を予定しているということは、理解できますけど。全体整備と、それぞれの部会が、これらの事業の予定について、どのように関わっていくのか。それとスケジュールですよね。それは、今の段階ではわからないままに、これだけのことをやります、というようなことを提案されたんですけど。複数の部会に諮ることもあるでしょうし、以前から提案されている調整会議等もあるでしょうし、それが、これだけのことをやるのに、どのような計画で進んでいくのが、今の段階ではわからない。これだけのことをします、という予定だけで、どのように進んでいくのかがわからないですけど。それはまたいつか、この事業予定をどのような計画で進めていくかということ、この会議の中で説明される予定なのでしょうか。どういうふうに、この先進んでいくのか、ちょっと見えないものですから、伺いたいと思います。
事務局	本日は、事項のみを羅列させていただきました。昨年度は、全体整備検討会議にまずお諮りをして、関連する部会にお諮りしていく。そして最後に、もう一度全体整備検討会議でご助言をいただいて、事業を実施する。こういった流れで進めさせていただいています。そういった都合で、会議とか非常に複雑になってきますので、できる限りではありますが、見通しを立てて、伝えられるものについては、先生方にお伝えしていきたいと考えています。よろしくをお願いしたいと思います。
瀬口座長	ほかに、よろしいですか。 今のご意見は、並列的になっているけど、強弱があったり、関連があるのではないかとということですよ。人が増えたからいろいろやっているというのは、ますます手と足がでないという、ではいけなくて、全体の構図が、前から言っているシステムエンジニアリングの考え方で、どこにクリティカルパスがあって、そこが進まないところが止まっちゃうんだというのがないと、新たな工程なんかを書いても、そのネックがわからないので、全体でどうするのかわからないという感じではないかと思うんですよね。いつ出ますか。
事務局	麓先生、瀬口座長がお話されたことは、ごもっともだと思います。今回は事項をお出ししましたけど、次の全体整備検討会議で、できれば年間のスケジュール、全体整備検討会議、部会、全体整備検討会議という流れを含めるかたちの全体図をお示しできるものを考えていきますので、よろしくをお願いします。
瀬口座長	よろしく願いいたします。ほかには、どうでしょうか。
高瀬構成員	二之丸庭園の保存整備の2番目のポツですけど。東庭園を発掘調査するということですが、東庭園は昭和50年代に一度掘っています。すでに掘ったところと、今度新たに掘るところとの関係がどうなっているのか、というのがよくわからないですけども。基本的な考え方を所持

	ちでしたら、教えていただきたいです。
事務局	昭和のときに発掘調査をしていますが、南北の十字の細いトレンチで調査をしています。第9次発掘調査で調査をするときには、面的な調査を予定しています。余芳を移築再建するにあたって、東側の路地や飛石など園路関係の遺構等を確認するための調査を予定しています。南北の十字のトレンチもかかってはきますが、それよりも大規模な面積の調査を予定しています。
高瀬構成員	ということは、前はトレンチで南北にあけていただけだったので、それよりも広く、全面を掘る計画ではないんですね。ポイントというのを、もしわかるんだったら教えてもらいたいな、と思っているんですけど。
事務局	現時点では東庭園全体を掘るという計画は、まだないですけども。第9次調査については、余芳の移築再建の追加調査が主眼になって、余芳周辺を発掘する予定です。
高瀬構成員	わかりました。ありがとうございます。
瀬口座長	余芳、池の東のほうということですね。
事務局	そうです。池の東側です。
瀬口座長	ほかには、どうでしょうか。よろしいですか。よろしければ、議題は一つですので、あとは報告について関連する部会で検討していただいて、全体整備検討会議にまた図っていただきたいと思います。それではこれで、終わりですね。
事務局	座長、ありがとうございます。最後に、本日の次第5 その他について1点、ご報告いたします。
事務局	現天守閣解体申請に対する文化庁からの指摘事項への回答についてです。お手元にA3サイズで別綴じさせていただいていますが、事前の資料送付に間に合わず、次第に案件として載せることができず申し訳ありませんでした。その他として、ご報告させていただきます。前回3月30日の全体整備検討会議にて、ご了承された現天守閣解体申請に対する文化庁からの指摘事項への回答について、昨日の朝、郵送にて文化庁へ発送、提出しました。前回会議でご了承された内容の範囲内で、文化庁からのご指導に従い、回答と資料を再構成しています。内容の説明については、繰り返しになってしまいますので、省略させていただきます。文化庁からは、指摘事項の一つひとつに対してのものではなく、一問一答形式で端的にと、ご指導をいただいております。そのように回答、資料をまとめています。また今回、回答を提出したあとの動きについては、現段階でははっきりしていませんが、我々としては文化審議会にご審議いただき、次の段階、木造復元の具体的な事業に進んでいければと考えています。いずれにしても、文化庁とよく相

	<p>談をして進めていきますので、引き続きご指導をいただけますようお願いいたします。報告は以上です。</p>
事務局	<p>その他について、ご報告をさせていただきました。ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。少し資料のボリュームが多くて大変ですけれども、何かありますでしょうか。ボリュームがありますので、また何かありましたらお願いしたいと思います。本日の予定していました議題、報告については以上です。</p> <p>これをもちまして、本日の全体整備検討会議を終了とさせていただきます。本日もありがとうございました。</p>